

## 伊勢崎市市税に係る延滞金の減免に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に規定する市税に係る延滞金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

### (延滞金の減免事由)

第2条 市長は、次に掲げる減免事由のいずれかに該当するときに、当該事実の存じた期間に対応する部分の延滞金額を減免することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）が、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により財産の損失を受けた場合で、納付又は納入をしなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 納税者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき、又はこれに準ずる状態であると認められるとき。
- (3) 納税者等又はその者と生計を一にする者が、疾病にかかり、負傷し、又は死亡したため、多額の出費を要し、生活が困難であると認められるとき。
- (4) 納税者等又はその者と生計を一にする者が、その事業につき著しい損失を受け、又は失業等により著しく収入が減少した場合で、納付又は納入をしなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

### (減免の申請)

第3条 延滞金の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該延滞金の額の計算の基礎となる市税の全額を納付し、又は納入した後、延滞金減免申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (減免の決定)

第4条 市長は、前条の申請について承認の決定をしたときは延滞金減免承認通知書（様式第2号）により、不承認の決定をしたときは延滞金減免不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

### (減免の取消し)

第5条 市長は、減免の承認の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消し、その旨を延滞金減免取消通知書（様式第4号）により通知するとともに減免した延滞金を徴収するものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
  - (2) 不正の行為により減免を受けたとき。
- （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、市税に係る延滞金の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日（令和2年10月28日決裁）から施行する。